

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	237,560,985	36,382,465	8,137,594	9,658,500,450	9,904,199,029	36,382,465
社	債	572,394,161	86,857,561	1,529,873	2,271,452,382	2,845,376,416	86,857,561
預貯金	銀 行 預 金	267,757,626	40,759,961	1,922,069	66,283,786	335,963,482	40,759,961
	銀行以外の金融機関の預金	58,461,049	8,740,707	2,065,587	101,876,984	162,403,619	8,740,707
	その他勤務先預金等の利子	28,529,892	4,315,688	69,362	106,730	28,705,984	4,315,688
合同運用信託の収益の分配		7,498,411	1,138,976	177,701	7,055,645	14,731,756	1,138,976
公社債投資信託の収益の分配等		61,628,368	9,438,385	78,481	6,007,245	67,714,095	9,438,385
小 計		1,233,830,493	187,633,743	13,980,667	12,111,283,222	13,359,094,380	187,633,743
定期積金の給付補てん金等		156,984,492	24,042,175	—	69,614,922	226,599,414	24,042,175
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		497,847,609	76,245,361	2,290,748	34,970,765	535,109,122	76,245,361
割引債の償還差益		511,008	93,926	—	—	511,008	93,926
計		1,889,173,602	288,015,205	16,271,415	12,215,868,909	14,121,313,924	288,015,205

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	6,522,689,401	1,331,933,176	2,842,945,379	2,391,126,955	170,893,843	11,756,761,735	1,502,827,019
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	2,402,989	368,018	532,907,198	3,075,912,596	219,835,473	3,611,222,783	220,203,491
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	1,042,717,935	74,585,458	1,042,717,935	74,585,458
計	6,525,092,390	1,332,301,194	3,375,852,577	6,509,757,487	465,314,774	16,410,702,454	1,797,615,968

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 3,981,169,376	千円 282,395,914

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 5,564,800,895	千円 246,625,417	千円 90,628,014,096	千円 3,899,676,989	千円 96,192,814,991	千円 4,146,302,406
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	9,504,913	233,854	708,667,313	13,022,308	718,172,226	13,256,163
	計	5,574,305,807	246,859,271	91,336,681,409	3,912,699,298	96,910,987,216	4,159,558,569
退 職 所 得		653,248,161	8,685,095	3,674,504,784	99,657,873	4,327,752,944	108,342,968
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	183,872	—	183,872

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 709,320,711	千円 89,295,606
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,092,241,835	113,923,406
	診療報酬	1,804,180,143	153,464,780
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	1,189,635,673	75,873,250
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	278,256,546	28,457,383
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	138,449,083	8,433,532
	契約金・賞金	92,015,142	6,232,323
	小 計	5,304,099,133	475,680,280
法第203条の2該当（公的年金等）		45,131,526,879	339,720,928
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		1,701,796,398	32,817,835
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		37,054,739	2,181,460
計		52,174,477,149	850,400,501
災害減免法により徴収猶予したもの		—	34,068

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	9,554,676	1,051,018
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	2,391,437,960	141,596,318
匿名組合契約に基づく利益の分配	137,769,351	26,795,366
給 与 ・ 賞 与 等	115,513,183	15,332,393
退 職 所 得	21,231,891	3,930,795
役 務 の 報 酬	2,058,184	311,146
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	324,932,292	32,044,376
著作権の使用料又はその譲渡による対価	156,704,029	13,190,256
貸 付 金 の 利 子	142,273,559	15,140,769
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	39,294,565	6,809,838
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	95,886,438	9,772,664
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	252,272,306	14,304,830
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	168,256	9,943
賞 金	310,805	25,437
合 計	3,689,407,496	280,315,149

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。